

手続きに必要な書類一覧

提出時期	提出する書類	備考
交付申請	補助金交付申請書(様式第1号)	窓口で配布または市のホームページでダウンロードできます
	補助対象工事費確認シート(様式第2号)	窓口で配布または市のホームページでダウンロードできます
	手続きを代理人が行う場合は委任状(様式第3号)	窓口で配布または市のホームページでダウンロードできます
	住民票等市内に居住が確認できる書類	市民課・各総合支所
	市税等を滞納していないことの証明書(未納がない証明)	税務課・各総合支所
	着工前の写真	性能向上に掛かる部分 部位及び設備ごとの着工前の写真
	補助対象建築物の所有者が確認できるもの	下記の内、いずれかの書類 ・固定資産税課税明細書の写し ・名寄帳証明書(税務課・各総合支所) ・建物登記事項証明書(法務局)
	リフォーム内容が分かるカタログ・図面等(性能向上が確認できるもの)	品番等が確認できるもの
※その他必要に応じて書類の添付をお願いすることがあります	建物所有者の名義が変更されていない場合 ・名義人が確認できる書類 ・名義人との相続関係がわかる戸籍謄本 ・確約書 リフォームを行う住宅に居住していない場合 ・居住確約書	
実績報告	完了実績報告書(様式第9号)	窓口で配布または市のホームページでダウンロードできます
	性能向上にかかる部分の工事写真(部位及び設備ごとの施工中・完成の写真)	
	納品書・出荷証明書等	品番等が確認できるもの
	住宅性能向上リフォーム支援事業利用者・事業者アンケート	窓口で配布または市のホームページでダウンロードできます
	※その他必要に応じて書類の添付をお願いすることがあります	申請時に居住確約書を提出した場合 ・異動後の住民票
補助金の請求	補助金交付請求書(様式第13号)	窓口で配布または市のホームページでダウンロードできます

**注意事項**

- ・市では、施工業者の斡旋や指定はしていません。
- ・必要書類に不備がある場合又は提出期限が守られない場合は、補助金を交付できないことがあります。
- ・申請に出された書類は返却しません。

**バリアフリーに配慮したユニットバスの要件**

- ① 洗い場から浴槽のまたぎ高さが45cm以下であること
- ② 手すりがあること(シャワーのガイドレールを兼ねるものは不可)
- ③ 出入り口の段差を小さくすること
- ④ レバーハンドル式水栓等簡易に利用できる仕様であること

**床面積を増加させる工事、床の材料を滑りにくいものに取り替える工事について**

- ・申請時に補助対象となる面積がわかる図面の提出が必要です。
- ・壁面で面積を算定した場合は実績報告時にスケール等で改修箇所の縦横を測定した写真の提出が必要です。(申請時の改修面積と同じであることが確認できること)
- ・壁芯で面積を算定した場合は実績報告時にスケール等で改修箇所の縦横を測定した写真および壁芯から壁面までの寸法がわかる図面の提出が必要です。(申請時の改修面積と同じであることが確認できること)